



上がGM鮭。野生の鮭と比べると、その大きさがよくわかる

～生物多様性は私たち 遺伝子組み 世界をもたらす

自然の生態系の保護を目指す
的とした生物多様性条約は、
1992年に採択、1993年には
3年に発効された。
・地球上の多様な生物をそ
の環境とともに保全する。
・生物資源を持続可能であ
るよう利用する。
・遺伝資源の利用から生ずる
利益を公平かつ公正に分
配する。
　　という三つの目的を持つて
いる。2年に1回、世界各
地で締約国会議が開催され
各国の政策の指針として内
容の詳細が検討されてきた。
生物多様性条約の中でも、
G M問題は法的拘束力が強
いカルタヘナ議定書として
2000年に採択、2003年に
3年に発効された。これも
2年に1回締約国会議が開
催されている。

COP10で何が話しあわ
れたのか

子組み換え生物をめぐる 国際会議報告集会

2010年12月14日



活発に意見交換がされ、充実した報告会となった

COP10で何が話しあわ
れたのか
道家哲平さん（生物多様
性市民ネットワーク運営委
員）からの報告。
COP10 本会議で採択
された個別テーマは47種類。
なかでも主要なものは、「愛
知ターゲット」。生物多様性
条約が目標とする「人と自
然の共生」を2050年ま
でに実現するため、各国
が今後10年間に成すべき
事が20項目掲げられてい
る。各国政府や社会が問題
の根本原因に対処するため
の具体方策として、生物多
様性に関しての周知の徹底
などが内容となっている。
また、名古屋議定書（A
BS問題）—遺伝資源から生
じる利益の公正かつ公平な
配分に関する問題）は、名

古屋会議ではじめて議定として作られた。植物や生物といった遺伝資源の運用に伴う利益を、原産国（上国が多い）にも公平に元する仕組みや企業が動物を勝手に持ち出す行為防ぎ、配分した利益で途国の保全強化を促すことで利益分配の対象は、企業開発した「遺伝資源を加工した商品」も含まれるなどが定められた。

MOP 4で合意でき、カルタへナ議定書19 LMO（GMOに細胞生物を加えてLMOとの規制、27条「責任」との条項は積み残しの課なつていた。今回、一と修復（救済）に関する古屋一クアランブー足議定書」が採択されこの補足議定書が成た要因としては、日本の姿勢の変化も大きい。O P 4では、日本が輸であるにもかかわらず、作物の輸出国の代弁を

かれた。
・事業者の範囲に
ト社など「種子」
も含めた。
・対象に「持続可
能性」という表現で農業
・人も含めてあこ
が対象となる。

して抵抗し補償などの範囲外された。L₁ ことは、G M 生物からタンパク質や豆腐などの産業を指すが、議論生物からG M 生物から豆腐などの産業を指すが、議論を交わり、膨大なことから補外された。

やこの2年間のMOP5
民ネットの精力的な活動
影響も大きい。

やこの2年間のMOP5市民ネットの精力的な活動の影響も大きい。

補足議定書の成果について

法的拘束力を持つものとして、全加盟国が合意した。予防原則が、条約、議定書、補足議定書の全てに貫

件にすることが検討された。しかし、コストアップに繋がるとして輸出国の抵抗が大きく、「各國が資金的補償を求める権利を持つ」ことが明記され「補足議定書MOP1」に先送りとなつた。
LMOの生成物について